

習志野市放課後子供教室実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後等に小学校の施設を活用し、安全・安心な居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業（以下「放課後子供教室」という。）を実施することにより、児童が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 放課後子供教室の実施主体は教育委員会とし、教育長が適当と認めた法人等に運営を委託するものとする。

(実施場所)

第3条 放課後子供教室は、市立小学校で実施する。

(放課後子供教室の内容)

第4条 放課後子供教室の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保
- (2) 学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童が心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進及び児童の健全な育成を図るために必要な活動

2 実施する小学校で開設している習志野市放課後児童健全育成事業条例(平成26年習志野市条例第19号)に基づく児童会に入会している児童も参加できる共通のプログラムを実施するものとする。

(対象児童)

第5条 放課後子供教室の対象は、次に掲げる児童とする。

- (1) 実施する小学校に在籍する児童
- (2) 実施する小学校区に住所を有する児童

(実施日)

第6条 放課後子供教室の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 8月12日から8月17日までの日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(実施時間)

第7条 放課後子供教室の実施時間は、下校時から午後5時までとする。ただし次に掲げる日については午前8時から午後5時までとする。

- (1) 学年始め休業日
- (2) 夏季休業日
- (3) 冬季休業日
- (4) 学年末休業日
- (5) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、放課後子供教室の実施時間を変更することができる。

(実施体制)

第8条 教育長は、放課後子供教室を実施するに当たり、実施する小学校に次に掲げる職員を配置するものとする。

- (1) コーディネーター
1名置き、放課後子供教室の責任者としての権限を有し、プログラムの企画等を行うほか、指導やとりまとめ、事業の総合的な調整を行う。
- (2) 協働活動支援員
3名以上置き、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の支援を行う。

(利用の登録)

第9条 放課後子供教室の利用を希望する児童の保護者は、放課後子供教室の趣旨及び内容を理解の上、習志野市放課後子供教室登録申込書(別記第1号様式)を教育長に提出するものとする。

- 2 教育長は、登録の書類を確認し、登録に関する台帳を作成して管理するものとする。
- 3 前項に規定する登録の有効期限日は、当該登録の日後、最初に到来する3月末日とする。

(変更の届出)

第10条 放課後子供教室を利用する児童の保護者は、前条第1項の規定に基づく登録内容に変更が生じたときは、速やかに習志野市放課後子供教室登録変更届(別記第2号様式)を教育長に提出するものとする。

- 2 教育長は、変更の書類を確認し、登録に関する台帳を変更するものとする。

(利用の制限)

第11条 教育長は、次に掲げる場合は、児童の放課後子供教室の利用を制限することができる。

- (1) 児童が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づいた感染症に感染している場合及び感染症による学年・学級閉鎖の該当に所属する場合
- (2) 放課後子供教室の管理運営上、支障がある場合

(放課後子供教室ボランティア)

第12条 ボランティアとして放課後子供教室の活動に協力を希望する者は、習志野市放課後子供教室ボランティア登録・変更申込書（別記第3号様式）（以下「登録・変更申込書」という。）を教育長に提出するものとする。

- 2 教育長は、登録の書類を確認し、適当と認めた者を習志野市放課後子供教室ボランティア（以下単に「ボランティア」という。）として登録し、台帳を作成して管理するものとする。
- 3 ボランティアは、必要に応じて活動等の支援を行う。
- 4 ボランティアは、第1項の規定に基づく登録内容に変更が生じたときは、速やかに登録・変更申込書を教育長に提出しなければならない。
- 5 教育長は、前項の変更の書類を確認した後、ボランティア登録に関する台帳を変更するものとする。

(協議会)

第13条 教育長は、放課後子供教室実施小学校ごとに放課後子供教室協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 放課後子供教室の内容に関する事項
 - (2) 児童の安全管理に関する事項
 - (3) ボランティアに関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか放課後子供教室の運営に関し必要と認める事項
- 3 協議会の構成員は次に掲げる者とする。
 - (1) 放課後子供教室コーディネーター
 - (2) 放課後児童会関係者
 - (3) 小学校教職員
 - (4) その他教育長が必要と認めた者

(秘密事項の保持)

第14条 事業に従事する者は、業務上知り得た情報をもらしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第15条 放課後子供教室の庶務は、社会教育課において処理する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。